

男女共同参画推進本部企画研修会

シンポジウム「ビジネスと弁護士業務における通称使用の 限界と弊害 ～今こそ選択的夫婦別姓の導入を～」

昨年1月に策定された当会第2次男女共同参画基本計画において、「選択的夫婦別姓制度の実現を目指し、関係機関に対する働きかけを行う」ことを目標の一つとして掲げています。

ビジネスの場では旧姓の通称使用が広く認められるようになっていますが、通称使用により対処しきれない場面も多く、ダブルネームを使用しているが故に生じる弊害も様々に拡大しています。我々弁護士についても、日弁連に「職務上の氏名」として届けることにより、旧姓で弁護士業務を行うことが認められているものの、実際の業務においては同様の不利益や弊害に直面することが多く、業務上大きな障害となっています。

本企画では、このようなビジネスと弁護士業務における通称使用の限界と弊害の実態を検証し、選択的夫婦別姓制度の早急な導入へ向けて、皆様と問題意識を共有して参りたいと思います。多くのご参加をお待ちしております。

【日 時】 2025年3月24日（月曜）午後5時～同7時

【場 所】 弁護士会館 12階講堂及びZoomによるオンライン開催（併用）

【内 容】（講演）①選択的夫婦別姓の実現へ向けての経団連の取組みについて
②選択的夫婦別姓を求める経営者及び訴訟当事者としての経験について
③弁護士の職務上氏名の使用の実情と限界について
（パネルディスカッション）ビジネスと弁護士業務における通称使用の限界と選択的夫婦別姓導入の必要性について

【講 師】①正木 義久氏（一般社団法人日本経済団体連合会 ソーシャル・コミュニケーション本部長）

②青野 慶久氏（サイボウズ株式会社 代表取締役社長）

③釜谷 理恵弁護士（当会会員・日弁連 職務上の氏名制度に関するワーキンググループ副座長）

【パネルディスカッション】講師3名

加藤 伸樹弁護士（当会会員）

【コーディネーター】木下 潮音弁護士（男女共同参画推進本部副本部長）

【対 象】第一東京弁護士会会員、他会会員、一般市民

《申込方法》

本セミナーの申し込みはMicrosoftフォームズより受付を行います。お手数ではございますが、下記URL または二次元コードからお申し込みください。

（申込期限：2025年3月13日（木））

URL：<https://forms.office.com/r/15BNAbRrZW>



※ZoomのURL、資料等は開催日前日までにお送りいたします。

問い合わせ先 第一東京弁護士会 人権法制課 小田 TEL：03-3595-8583